目次

は	じめに	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	法律は	知っ	て	١J	る	人	を	助	け	る		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	法律を	知っ	て	取	得	で	き	た	権	利		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	家族信	託を	·知	る	人	は	ま	だ	少	な	٧١		•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第	1章	成年	後	見	制	度	う	限	:界		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
第	2章	家族	信	託	と	は		•		•	•	•	•	•		•	•	•	•			12
	遺言の	限界		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	信託と	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	信託の	始ま	ŋ		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	現代の	信託		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
	ライフ	ステ	_	ジ	ح	財	産	管	理	制	度		•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
第	3章	家族	信	託	の	効	用		•						•	•		•	•	•		22
	条件付	き贈	与		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
	名義集	約	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
	財産分	離	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	25
	物権の	債権	化		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	意志の	凍結	:	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	26
	節税效	果は	無	V	!		•	•	•	•					•	•			•			27

第	;4章	家	族	信	王0	つ沿	5用	例		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
	福祉型	包信	託	()	介部	隻•	認	知	症	の	リ	ス	ク	に	備	え	る)		•	•	29
	配偶和	皆認	知	定	対領	Y	(配	偶	者	が	既	に	認	知	症)		•	•	•	•	31
	家督為	承継	対策	策	(∃	- σ.) V V	な	Į,	夫	婦	の	資	産	承	継)		•	•	•	33
	障がい	・者	支担	爱	(亲	見な	き	後	支	援	信	託)		•	•	•	•	•	•	•	35
	散財隊	方止	(}	良	費者	首の)生	活	再	建	信	託)		•	•	•	•	•	•	•	37
	親権和	皆に	管3	理	さも	ナな	211	(財	産	管	理	権	分	離	信	託)		•	•	38
	相続前	前に	賃	貸組	圣宫	含を	: 伝	授		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
	事業為	承継	(自有	生杉	卡信	託	(•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
第	55章	登	場	人	物の	り谷	と割	分	担		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
	委託者	旨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
	受託者	旨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
	受益を	旨	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
	信託盟	监督	人			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
	受益を	皆代	理	人	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	49
紁	わりし	_																				50

はじめに

さわやかな春の日差しが気持ち良い 5 月のある日、福岡で事業 承継の研修会が開催され、開業間もない私も参加しました。 そし て、このセミナーで紹介された「家族信託」という制度を知ったと き、目からうろこが剥がれ落ちました。

相続コンサルタントを目標に、相続・事業承継関係の民法や税法 は相当に深く勉強してきましたが、これまでの知識では諦めるしか なかった問題を、信託を使えば解決できるのです。家族信託は、平 成 19 年施行の「改正信託法」により可能となった制度です。

早速私は、家族信託に関する情報をホームページやファイナンス 情報コンテンツに寄稿するなどして情報を発信し続けました。

次に、地元の長崎では、銀行員や法律の専門家にも知られていなかった「家族信託」を少しでも多くの人に伝えるべく、セミナーを開催しました。セミナーには、多くの方に参加いただき、大きな反響をいただきました。財産管理委任契約・任意後見・成年後見・遺言など、これまでの制度では解決できない問題を見事に解決できるのです。

その後、相談を受け家族信託で解決することになりました。この 方は、高齢で子供のいない叔父さんの財産管理を心配していました。 今後、万一叔父さんが認知症になると、財産が凍結されてしまうの です。老朽化の進む賃貸不動産なども所有していたため、不動産の 管理などに支障が出るのは目に見えています。成年後見では、柔軟 な財産管理ができず、司法書士などの専門職が後見人になった場合 には、報酬の支払いが亡くなるまで続きます。 家族信託で、財産管理を信託した叔父さんは、面倒な不動産管理などから解放され、穏やかに老後を過ごすことができるようになりました。相談者も裁判所の関与なく、適法に叔父さんの財産の管理・処分ができるので、叔父さんの生活と財産をしっかりと守ることができるようになりました。

その後、大阪に住む方からも問い合わせが入りました。「長崎に 一人暮らししている母親が、高齢になり施設の入居を考えている。 今の自宅は、借家にして施設の費用の足しにしたいが、成年後見で は資産の運用は難しいうえに、後見人の報酬も発生するので後見は したくない。」とのご依頼。

信託であれば、名義を子供に変えても贈与税はかからず、管理・ 処分の権限が子に移りますので、賃貸のためにリフォームをしたり 売却してお金に変えることもできるようになります。母親の財産を 活用して、老後の生活支援ができるのです。

法律は知っている人だけを助ける

法律は、弱い人や正しい人を助けるものであると勘違いしている人がいます。これは全く違います。法律は知っている人だけを助けてくれるのです。

家族による信託は、平成 19年に改正された新しい「信託法」に よってできるようになりました。それまでは、信託業の許可を受け た信託銀行や信託会社でなければ、信託をすることはできませんで した。ですから、この改正信託法を知らない人に相談した場合は、 問題解決の選択肢に家族信託が無いということになります。 実際、私も行政書士の受験勉強で民法はさんざん勉強しましたが、信託法は試験範囲に入っていない為、セミナーを受けるまでは家族信託の事を全く知りませんでした。法律に携わっていても家族信託を知らない専門家はたくさんいます。資産承継の相談をするときには、家族信託の選択肢を持っている専門家を選ぶようにしてください。

法律を知って取得できた権利 遺留分減殺請求

「父親が亡くなって、相続財産があるはずだが後妻が独り占め にしている。何とかなりませんか。」との相談でした。

状況を確認すると、父親が亡くなってから 1 年経っています。 公正証書遺言があるらしいが内容を教えないとのことでした。公正 証書遺言は、法定相続人であれば公証役場で謄本を取得できるので、 まず遺言の内容を確認しました。

「遺言者の全財産を妻に相続させる」という内容でした。これは、相談者の遺留分を完全に侵すものです。相談者に「子には遺言でも侵すことができない遺留分(法定相続財分の1/2)があり、請求すれば取得できる。」ことを説明し、内容証明で後妻に請求しました。

相手からの回答は、

「1年経過しているので、遺留分の請求権は消滅している。」

遺留分は、遺言により遺留分が侵害されていることを知ったときから1年を経過すると請求できないことになっているのです。ただこの法律にある「知ったときから」は、遺言の内容を知ったときからということです。遺言があることを知っただけではなく、その

内容を確認し、遺留分を侵害しているということを知ったときから 1年です。

結局、遺留分は認められ 800 万円の相続財産を取得することができました。遺留分という権利や、請求権の期限などを知らなければ、相続財産を手にすることはできませんでした。法律を知ったから権利を主張し財産を取得できたのです。

法律は、知っている人だけを救済するのです。

家族信託を知る人はまだ少ない

家族信託は、平成 19 年施行の改正「信託法」によって使えるようになった制度で、よく「新薬」に例えられます。この新薬は、これまでの民法では不可能だった病気を治療できる画期的なものです。しかし、歴史が浅く取り扱う専門家も少なかったこともあり、まだまだ一般には知られていません。実例も少なく、裁判例もあまりありませんので、想定できないトラブルを恐れ積極的になれない専門家も多いのです。

しかし、家族信託で解決すできる問題を抱える方はたくさんいます。遺言や後見、委任契約ではどうにもならない問題が解決できるのです。画期的効果のある家族信託ですが、使われなければ意味がありません。

近年では、やっと新聞やテレビでも取り上げられるようになり、 都市部では家族信託の利用件数が急激に増えてきました。対して、 私が住んでいる長崎などの地方では、まったくと言ってよいほど認 知が進んでいません。地方こそ高齢化も高く、対策を急ぐ必要があ ります。 この冊子も、家族信託を知ってもらうために書いています。

家族信託と言う「新薬」の難しい製法や構造などの説明は最小限に、どのような症状の人に使うとどのような効果がありどんな使い方があるのか、またどんなことに注意しなければいけないのかという点に重心を置いて書いていきます。

あなたもこの冊子で家族信託を理解し、悩みを抱えるお知り合いにもぜひ教えてください。

改正信託法を味方にしましょう。

平成 30 年 12 月 宿輪 德幸

第1章 成年後見制度の限界

成年後見制度

認知症が進み自分で財産管理ができない高齢者などを守る制度 として、「成年後見制度(法定後見)」があります。

判断能力の不十分な人が、契約などの法律行為をした場合には、 後見人はその契約を取り消すことができます。不利な契約などで損 害を受けることから守ることができます。

しかしこの制度、なかなか利用が進みません。後見人が必要と される方の5%に満たない人数しか使っていないのです。

所有者が認知症になると

・認知症になると、事理弁識能力を欠く者とみなされます。

Û

・事理弁識能力のない人は、所有者としての法律 行為ができなくなる。

Л

・資産の管理ができない。資産の凍結。

例えば、老いた父親が認知症になった場合などに、同居する息 子が後見人として父親に代わって財産を管理できれば、家の財産を 守ることができます。

この制度が始まった当初はこれを実現できるとして期待され、 後見人の90%が親族で占められていました。しかし、後見制度で は、被後見人(老いた父)の財産は本人のためだけにしか使えませ ん。さらに、家庭裁判所の管理下で使途の報告など、面倒な手続き が必要です。家族などが後見人についた場合、それまで通りの使い 方をすると、"横領"とみなされることがあるのです。

例)

- ・孫の教育費を援助する。
- ・子供の住宅資金を援助する。
- ・家族旅行の費用を負担する。

このような使い方は、父親がこれまでしていたことであっても 後見制度の下ではNGであり、不正行為とみなされることもありま す。

このため、親族後見人による不正が多発し、後見人を選定した 家庭裁判所の責任が問題になり、後見人候補に親族を立ててもなか なか認められなくなりました。そして、平成29年の実績では親族 後見人の割合は26%となっています。

成年後見報酬額めやす (月額)

管理財産額	成年後見人	成年後見監督人					
1000 万円以下	2 万円						
1000 万円超	2 〒	1万円~2万円					
~5000 万円	3万円~4万円						
5000 万円超	5万円~6万円	2万5千円~3万円					

※成年後見監督人:成年後見人に親族が就任した場合など、 裁判所が専門職を監督人として選定することがあります。 後見人に専門職が就くと、当然報酬が必要になります。東京のような都会でも地方でもほぼ同じ報酬額となっています。そして、成年後見はスタートするとその方が亡くなるまで続きます。途中で止める事はできません。

報酬も、亡くなるまで続きます。

日本人の健康寿命と実際の寿命の差は約10年と言われています。

- ・2 万円/月が 10 年続くと、合計 240 万円。
- ・6 万円/月が 10 年続くと、合計 720 万円。

この金額が、後見人の報酬として支払われることになります。

裁判所の管理下で、面倒な手続きを伴う窮屈な使い方しかできず、更に高額な報酬が亡くなるまで続くのです。後見人を付けようとする人が少ないのは当然の結果と言えます。

認知症になっても後見人を付けない場合、その財産はどうなる のでしょうか。答えは「凍結」です。

銀行にお金があっても引き出せないのです。使えないお金は単なる数字でしかありません。認知症患者の資産は急増しており、第一生命経済研究所の試算によると、2017年の推計で143兆円、そして2030年には215兆円になる予想です。この巨額の金融資産が、後見人を付けない限り凍結するのです。日本の経済にも大きく影響すると考えられています。

認知症患者の財産を、裁判所の関与なく家族が管理できるのは 家族信託だけ。

第2章 家族信託とは

遺言の限界

遺言は、相続トラブルの予防薬として一番の薬でした。家族信託ができる現在でも、その効果は大きいものがあります。

しかし、遺言ではどうしても解決できない問題もあります。そ ういうとき家族信託が効くのです。両者の違いを理解しておきましょう。

①遺言で認知症対策はできない

遺言は、遺言者(遺言を書く人)の所有財産を、相続のときに どのように分配するのかを遺言者が決めるものです。遺言は、書い た人が亡くなったときに効力を発揮します。

ですから、賃貸アパートを経営している人が万一認知症になったときに、管理ができなくなることを防ぎたいなどという希望は遺言では実現できません。家族の財産のほとんどを所有する人が認知症になると、家族の生活にも支障をきたします。

②遺言は一代限り

遺言は、自分の所有財産を自分が死亡したときに誰に取得させるかを決めることができます。その次の相続に関して効果はありません。

子どものない夫婦の場合、自分の死亡後は奥さんに財産を相続させるが、奥さんが亡くなったときにその財産が奥さんの兄弟に渡るのは嫌だという人は多いのです。例えば遺言に「妻が亡くなったときは、不動産を甥の〇〇に相続させる」と書いても、単なる希望であり、法的効果はありません。

③遺言は最後の意思が尊重される

遺言は、遺言者の最後の意思が尊重されるものです。遺言は、 何度でも作れますが、後にした遺言が効果を持ちます。

人の気持ちは変わることがあるので、理にかなったルールのようにも思えますが、これがトラブルの原因になることもあります。

例) 遺言者の望まない遺言

一郎さんは、80歳になった記念に「遺言」をしました。お祝い に集まった家族に遺言の内容を伝え、相続で揉めないよう約束を取 付けたのです。

その後、一郎さんは介護が必要な状態となり、近くに住んでいた次男夫婦に面倒を看てもらうようになりました。一郎さんは、次男夫婦に頼らざるを得ない状態が続きます。他の兄弟は、次男夫婦に遠慮もあって、一郎さんを訪ねることも少なくなりました。

こんな状況で、次男夫婦は一郎さんに遺言を作り直すように求めます。一郎さんは、次男夫婦に面倒を看てもらっている負い目もあり、他の子たちに相談もできず、要求に応じてしまいました。新しい遺言は次男に有利な内容で、法的効果を確実なものとするため公正証書で作成されました。

- 一郎さんが亡くなった後、作り直した公正証書遺言が執行されましたが、兄弟の関係は冷え切ったものとなりました。
- 一郎さんの、「兄弟仲良く揉めないように」という希望は実現できませんでした。

④財産の所有権が移動する

財産が相続や遺贈により取得される場合、所有権が移動します。

所有権は、物件の中で最強の権利です。所有者は自身の判断で、 管理も処分も何でも自由にできます。

遺言で、財産を取得する者に条件を付けることはできます。「長男に〇〇〇を取得させるから、妻の老後の面倒を看る事」というのは有効です。負担付き遺贈と言われるものです。妻が既に認知症の場合、妻に相続させても管理できないので、このような形にすることがあります。しかし、遺贈された財産は所有権が移動します。財産は所有者のものなのです。財産を得た者が負担を履行しないとしても、裁判によらない限り、遺贈を取消すことはできないのです。

このような遺言では解決できない問題も、家族信託なら防ぐこと ができるのです。

冒頭でも書いたように、相続トラブルの予防に遺言は有効な場合も多くあります。相続トラブルの大半は、遺産分割協議が原因となっていますが、遺言があれば協議は必要なくなります。

しかし、遺言では回避できない問題は、これまではどうすることもできませんでした。相続をきっかけに、親族の関係が取り返しのつかない状態になることも多かったのです。

この冊子では、家族信託にスポットを当てて紹介しますが、信託 は財産管理の選択肢の一つです。皆さんは、どの選択肢を選べば安 心の資産承継、財産管理に繋がるか、慎重にご検討ください。

信託とは

信じて託すことが信託です。

法律では、以下の様に書かれています。

「信託」とは、特定の者が一定の目的(専らその者の利益を図る目的を除く。)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいう。

これでは、よくわからないので、簡単に表現すると

「私の財産をあなたに託しますので、あの人のことをお願いします。」ということです。

私=委託者 あなた=受託者 あの人=受益者

遺言の限界④(前頁)で紹介した事例で言うと

「私の財産を長男に託すので、妻の面倒を看てください。」ということです。遺言では、この約束が守られるか否かは、財産の所有権を得た長男の善意にかかっていました。所有者となった長男が、財産を自分のために使うことを制限は出来ないのです。

しかし、家族信託であれば自分の死後の妻の生活を守ることが できます。なぜでしょうか。

信託を設定すると、所有権が無くなるのです。長男は、所有者 ではなく、管理や処分する権利を持つ受託者となるのです。私は、 **信託の本質は「所有権のない財産管理」**であると考えています。 所有者がいなくなるとはどういうことでしょうか。

信託がスタートすると、所有権は所有権より弱い二つの権利に 分かれます。そのため財産を託された受託者は、信託財産を処分し て現金にしたりできますが(処分権原)、そのお金は受託者のもの ではありません。そのお金は、受益者(受益権者)のためにしか使 えないのです。

受託者の権利=管理・処分をする権利 受益者の権利=利益を得る権利



- ・民法の世界では、財産は所有者のものです。
- ・信託の世界には、所有者はいません。

信託の始まり

起源は、中世ヨーロッパにあると言われています。

戦地に駆り出される兵士は、家族のため信頼できる友人などに自 らの財産を託しました。

兵士が戦地にいる間や、戦死した場合でも、 残された家族が生きていけるように友人に 管理運用を託したのです。

託された友人は、自分の名前で財産を管理 運用し、収益を兵士の家族に渡すのです。

そして、兵士が無事帰ったときには、財産 を元の所有者である兵士に戻すことができ ました。

現代の信託

【商事信託】

信託と言ってまず思い浮かぶのは、商事信託でしょう。

ある程度まとまった財産を持つ人が、信託銀行などに財産を預けて運用して利益を上げる。

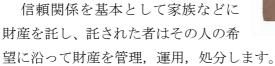
信託銀行に手数料を支払って運用を任せ、 利益が手数料より多い場合は、利益を手に することができます。

これを利用するには、まとまった金額が 必要であり、資産家のためのシステムと言 えるでしょう。



【民事信託 (家族信託)】

商事信託ではない信託を民事信託 と言います。この民事信託のうち、登 場人物が親族である場合をこの冊子 では家族信託と呼んでいます。





業として行うものではない為、多くの場合はこれを無償で行い ます。(負担が大きい場合は、報酬を支払うことも可能)

ライフステージと財産管理制度

財産管理の観点でライフステージを考えます。

- ①第一段階は、元気な状態です。この段階では、自分の財産を 自分で管理するのに問題はありません。しかし、自分よりうまく管 理してくれる人がいれば、その人に管理を代理してもらうことも自 分の意思でできます。(任意代理人)
- ②第二段階は能力減退です。年齢を重ね、身体能力が落ちてきます。判断能力に問題は無いのですが、細かい文字が読みにくい、外出するのが体力的につらいということになります。契約書などは、時間をかければ理解はできますが、面倒な手続きは誰かに任せたいと思います。この時点でも、誰かに任意代理人になってもらうことで対応ができます。
- ③第三段階は判断能力喪失です。認知症などが進むと、判断能力が無い状態ということで、契約などの法律行為は出来なくなります。家族であっても、代理して不動産を処分したり、預金を引き出すことはできません。後見人を付けて、後見人に代理してもらわなければ、法律行為ができない状態となります。
- ④第四段階は、相続です。自分が死亡したとき、自分の財産を 家族にどのように分けるのかと言う問題です。自分の意思を遺言に すれば、法律の範囲内で希望が実現できます。遺言が無い場合は、 残された相続人が話し合いで分け方を決めなければなりません。相 続人にも、それぞれ家庭の事情があるなど話し合いがすんなりまと

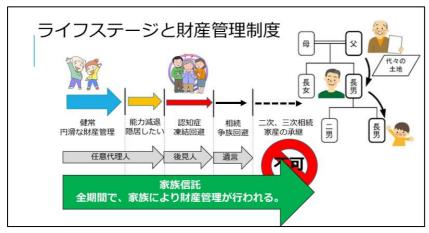
まらないことも多く、いわゆる「争族」となることもあります。

相続時のトラブルを避けるためには、法的効果のある意思表示 を本人の判断能力が確かなうちにする必要があります。

⑤第五段階は二次相続以降です。自分の死亡後、まずは残される配偶者に財産を渡したい。しかし、子どものない夫婦の場合、家の財産として引き継いできた家産については、配偶者の死亡後に配偶者の兄弟などに相続させたくないということがあります。

遺言により自分の希望が実現できるのは、自分の相続だけです。 配偶者の相続(二次相続)の場面では、自分の意思は反映されません。配偶者が、自分の血族に遺贈するという旨の遺言をしてくれれば家産の流失は防げますが、すでに配偶者が認知症の場合は、それも不可能です。

民法では、不可能! 家族信託なら可能です!



第3章 家族信託の効用

改正信託法を使えば、民法ではお手上げの問題をきれいに解決できます。この章では、信託の効用を分解して説明します。この効用の組み合わせにより、様々な信託をつくることができます。

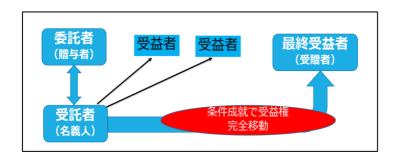
条件付き贈与

信託の本質は、委託者から最終受益者への贈与とも言えます。 信託は契約行為ですので、始まりと終わりがあります。委託者は、 信託財産を受益者のために受託者に託します。そして、信託終了時 には、残りの財産の所有権を誰かに渡すことになります。

つまり、信託は受益者に利益を給付するという条件が付いた贈 与契約とみることができます。

所有権が移動する民法の「負担付き贈与」では、負担を約束通 りやってくれない場合、トラブルになります。

家族信託では、契約行為として約束が履行されます。



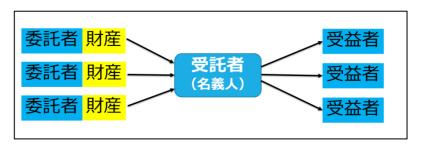
名義集約

複数の名義に分かれている財産を、受託者 1 人の名義に集約できます。

不動産などは、相続により共有状態になっていることが良くあります。共有状態の不動産というのは非常に管理が面倒になります。例えば、好条件で処分できる話しがあっても、全員がハンコを押さなければ売買契約などできません。共有者のうち一人でも認知症になれば契約できません。

このように、不動産による共有が何代か重なると、「空き家」とか「所有者不明土地」などになり、社会問題となっています。

信託契約で、共有者が委託者となり一人の受託者に名義を渡せば、受託者のハンコで不動産に関する契約等ができます。信託開始後に、委託者の一人が認知症になっても不動産の管理・処分に支障はありません。



財産分離

財産ごとに管理方法や将来の行き先を決めることができます。

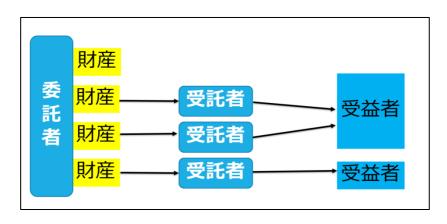
「名義集約」と反対の機能ということになります。委託者は、 財産を分割して、いくつかの信託をすることができます。信託契約 それぞれに受託者と受益者を決めることができます。

例えば賃貸アパートを 2 つ所有する委託者は、それぞれのアパートに受託者を指定し、それぞれに受益者を指定できます。

A アパートは長男に、B アパートは長女に受託者となってもらい、自分と妻を受益者にします。

そして、夫婦がともに死亡したときに信託を終了し、Aアパートを長男に、Bアパートを長女に相続させる。

親が元気なうちから管理しているアパートですので、相続後の 賃貸経営も安心して続けられます。



物権の債権化

すこし硬い表現で恐縮ですが、「受益権」は可分債権であり、共 有にはなりません。対して、所有権は物権ですので、共有となった 場合、全員が合意しなければ処分することはできません。債権は分 けることができるので、複数の受益者がいても自分の受益権だけ処 分するということができるのです。

ただし、家族信託の場合、委託者が想定していない人が受益者 として参加するとトラブルの元になるので、契約で「譲渡禁止特約」 を付けることが多いです。

意志の凍結

信託契約を結べば、最初の委託者の意思が、時間の経過に関係なく、契約が継続する限り尊重され続けます。

受益者が死亡した後の二次受益者を指定するので、当事者が欠けることはありません。(当事者が欠けないように契約を作る。)

普通の委任契約は、委任者の死亡によって終了します。

委任者と受任者という二者の関係であり、当事者が欠けること で契約が成り立たなくなるのです。

遺言は作成した後、いつでも遺言者が勝手に作り直すこともできますが、信託契約を終了するためには、委託者と受益者の合意が必要です。信託財産となり委託者の所有権は無くなっているので、委託者(元の所有者)の勝手な都合で返してもらうなんてことはできなくなっているのです。

節税効果は無い!税制上は受益者=所有者(みなし所有者)

財産を信託すると、信託財産の所有者はいませんが、税制上は 受益者を所有者とみなして課税されます。

信託設定時には、信託財産は委託者から受益者に贈与されたものとして贈与税の課税対象となります。受益者の持つ受益権は、信託財産の処分権など無く所有権より弱い権利ですが、税金に関しては所有者として課税されるのです。

受益者が死亡し受益権が移動した場合には、新しい受益者に対し相続税が課税されることになります。もちろん、相続税に関する基礎控除、配偶者軽減、小規模宅地等の特例、相続時精算課税制度などは全て利用できます。

所有権は無くなりますが、それにより税金が安くなることはありません。節税と関係ないからこそ、税務上の問題が生じることなく、家族信託を作ることができると考えましょう。

また、スタート時に委託者本人が受益者となる「自益信託」の 場合、名義は受託者に移動しますが、税制上の所有者は移動しませ んので、課税関係は発生しません。税金を考えるときは、信託は無 いものとして考えてください。

これらの効用を組み合わせ、オリジナルの家族信託を作ることになります。

第4章 家族信託の活用例

この章でご紹介する例は、分かりやすくするため いずれも極端に単純化しています。

実際には、家族の状況や人間関係がもっと複雑なので、 前章で説明した効用を組み合わせ、オリジナルの信託を 設計することになります。

福祉型信託(介護・認知症のリスクに備える)

A さんは元気だが、最近徐々に物忘れがひどくなり、近い将来認知症になるのではないかと心配しています。所有財産は、自宅不動産と若干の預金であり、施設に入ることになった場合は、自宅を売却することも検討しなければなりません。A さんの相続人は、長男の B さんと次男の C さんがいるが、C さんとは疎遠です。

- ●認知症になると、財産の運用・管理ができない。
- ●預金などが凍結されると生活に支障が出る。
- ●面倒を看る B さん家族に負担がかかる。
- ●相続で C さんと揉める心配。

【家族信託以外では】

①任意後見制度を利用し、A さんが B さんを将来の後見人に指定する。後見が開始すると、B さんは目録に記載した代理権の範囲で財産の管理・処分ができる。

しかし・・・

- ➤後見が開始すると、裁判所の管理下に置かれ、手続きが面倒。
- ➤後見監督人が選任され、その報酬が発生する。
- ★相続トラブルの対策が別途必要。

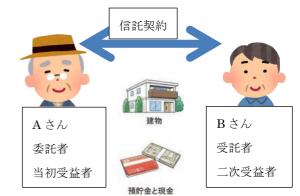
「家族信託で解決」

委託者=Aさん

受託者=Bさん

当初受託者=A さん

二次受益者=Bさん Cさん



Aさんは、信託契約を締結し、財産の 管理を B さんに任せます。

A さんが死亡した後は、B さん 3/4·C さん 1/4 の受 益権として移動し、信託を終了させます。

Cさん

二次受益者

【家族信託のメリット】

- ○家族信託契約締結後、信託財産はAさんの心身の状態に関係な く、Bさんが行なうことになる。
- ○A さんが認知症となり、法定後見人がつけられたとしても、後見 人の権限は信託財産には及ばない。
- ○自宅売却も B さん一人で判断し実行できる。
- ○裁判所の関与なく、A さんの意向(信託目的)に沿った財産管理 ができる。
- \bigcirc C さんには、遺留分に相当する受益権を取得させることで、A さ んの相続時のトラブルを回避でき、相続手続きもスムーズにできる。

配偶者認知症対策(配偶者が既に認知症)

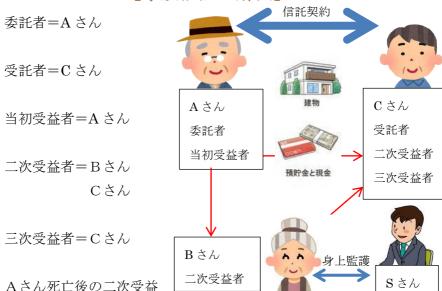
A さんの妻 B さんは、認知症で施設に入居しており、成年後見人として司法書士の S さんがつけられている。財産のすべては A さん名義であり、一人っ子の C さんに相続させたいと思っている。財産は、大部分が不動産で、現金預金はあまりない。

- ●遺産分割協議となれば、後見人のSさんは職務上Bさんの法定相続分を取得しなければならない。
- ●不動産が B さん 1/2、C さん 1/2 の共有となり、C さんが自由に使えない。
- ●B さんが相続した財産は、後見制度(=裁判所)の管理下に置かれ、生活上必要な分しか使えず凍結に近い状態となる。

【家族信託以外では】

- ①遺言で、「全財産を C に相続させる」とする。
- ➤Bさんには遺留分がある。後見人のSさんは、Bさんの権利を守るため遺留分減殺請求をしなければならない。結局、不動産の共有は回避できない。
- ②C さんが銀行から融資を受けて A さんから不動産を買い取る。
- ➤不動産は C さん固有の財産となり管理,処分はしやすくなるが、 A さんに譲渡所得税・C さんに不動産取得税がかかる。(売買ではなく贈与とした場合は、贈与税がかかる)
- ➤C さんは銀行に借金を抱えることになる。





Bさん死亡後の三次受益者をCさんとしてすべての受益権をCさんに集約する。その後、信託終了してCさんが所有権を取得する。

後見人

【家族信託のメリット】

者はBさん及びCさん。

- ○不動産の処分などはCさんの判断で可能となる。
- ○信託財産となった財産は、相続手続き不要。
- ○Aさん死亡後は、遺留分以上の受益権をBさんに取得させれば、 遺留分の問題は発生しない。
- ○Bさんの受益権に対する相続税の計算では、配偶者軽減措置を利用できる。
- ○後見人のSさんは財産管理の必要がなくなり、Bさんの身上監護に専念できる。

家督承継対策(子のいない夫婦の資産承継)

Aさん夫婦には子供がいません。Aさんの自宅は親から受け継いだ土地にあります。自分の死亡後は、妻のBさんの住居としたいので、Bさんに相続させるための遺言をする予定です。しかし、その後妻が亡くなると、法定相続人は妻の兄弟になります。

親から引き継いだ土地ですので、妻の親族に渡るのは避けたいと 思っています。

- ●妻Bさんの相続時、法定相続人は妻の兄弟や甥、姪になる。
- ●A さんの親族(兄弟, 甥, 姪)は相続人でないので、A さん側の 代々の家産が、B さん側に移動してしまう。

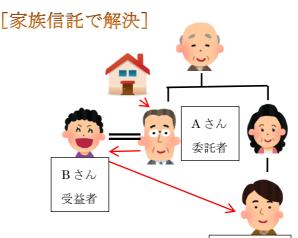
【家族信託以外では】

- ①「不動産を妻Bに相続させる。妻が死亡したときにはその不動産は甥Cに相続させる」という遺言をする。
- ➤遺言の効果は、自分の相続のみなので妻死亡時の相続には効果が 及ばない。その部分は無効となるので、妻の兄弟に相続されること になる。
- ②妻Bさんに「不動産を夫の甥Cに遺贈する」という遺言をさせる。
- ▶遺言は遺言者の意思を示すものなので強制はできない。
- ▶遺言はいつでも書き換えが可能。

つまり遺言では、夫が妻より長生きしない限り、夫の財産 が妻の親族に渡ることを完全に防ぐことができない。 委託者=Aさん

受託者=Cさん

受益者=Bさん 二次受益者=Cさん



Cさん

受託者

二次受益者

A さんは、遺言により自宅を信託財産とした信託を設定しました。(遺言信託)自宅とともに、金銭も信託して、C さんを受託者にします。B さんが高齢の一人暮らしになるので、生活費などの金銭も併せてC さんに管理してもらいます。

Bさんが死亡すると、Cさんに受益権が発生し家産である自宅は、 Cさんが取得することになります。

【家族信託のメリット】

- \bigcirc B さんは、死亡するまで確実に自宅を住居として使うことができる。
- $\bigcirc B$ さんが認知症などで判断能力が無くなっても、信託財産により 生活費の管理を C さんにしてもらえる。
- ○自宅が妻 B さんの親族に渡ることが確実に防止できる。
- ○遺言信託ではなく、通常の信託契約として、A さんの認知症対策 も含めた信託を設計することも可能。

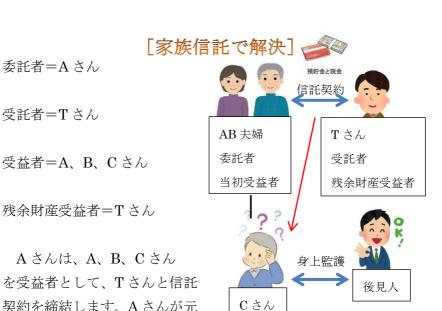
障がい者支援(親なき後支援信託)

A さん(75 歳)と B さん(71 歳)には、一人息子の C さん(43 歳)がいるが、C さんは知的障がい者であり、自立生活が不可能な状態である。A さん夫婦は、C さんのために蓄財をしているが、自分たちが C さんの世話をできなくなった後のことを心配している。できれば、甥の T さん(35 歳)に面倒を看てもらいたい。

- ●夫婦が死亡した場合の法定相続人は C さんのみ。
- ●C さんが相続しても、財産の管理ができない。
- ●A さん夫婦がともに認知症や死亡すると、C さんの生活保全が困難になる。

【家族信託以外では】

- ①財産はCさんに相続させ、成年後見人制度を利用する。
- ★裁判所の管理下で、硬直的な生活支援しかできない。
- ➤ 専門職後見員を選任される確率が高く、心情的に他人に子供の生活を任せるのには抵抗がある。
- ②財産を遺言で親族に遺贈し、そのお金でCさんの面倒を看てもらう。
- ➤遺留分は C さんに取得させなければならない。
- ➤遺贈された財産は、受遺者の所有となるので、C さんのために使ってくれるかどうかは、その人の善意に頼ることになる。
- ➤受遺者が、C さんにする財産給付に正しい判断を出来るか分からない。



受益者

断能力が無くなった場合は B さんが T さんと話し合いながら、C さんに対する給付を決定します。 夫婦がともに判断能力が無くなった後は T さんの裁量で信託行為

【家族信託のメリット】

を継続します。

気なうちは A さん、A さんの判

- \bigcirc A さん夫婦が元気なうちは、C さんに対しどのような生活保全を希望するかを T さんに直接伝えることができます。
- ○Aさん夫婦の認知症対策の財産管理も兼ねています。
- ○信託終了時の残余財産は、Tさんに取得させ苦労に報います。
- ○C さんの後見人は身上監護に専念できます。
- ○A さん B さんの相続手続きも簡単になります。

散財防止 (浪費者の生活再建信託)

A さん(75 歳)には、長女 B さん(45 歳)と長男 C さん(42 歳)がいるが、C さんに浪費癖があり、いつも両親や B さんにお金の無心をしている。A さんは、C さんが相続財産をあっという間に浪費してしまうのを心配している。

- ●B さんと C さんには、公平に相続させたい。
- ●C さんには遺留分があるので、相続財産のうち 1/4 は確実に取得できる。
- ●C さんが相続すれば、確実にすぐ使い果たし、これまで同様周りに迷惑をかける生活が続く。

【家族信託以外では】

- ①Cさんに財産が渡らないようにはできない。
- ➤C さんの子などに遺贈する遺言をしても、C さんには個別に遺留 分があり、その請求を防ぐことはできない。
- ➤遺留分を請求されると、B さんに面倒な手続きを強いることになる。また、姉弟間にしこりが残る。
 - ※遺留分=一定の相続人に認められる相続の取り分で、遺言でも侵すこと はできない。子の場合は、法定相続分の2分の1

②補佐人制度

➤ 昔の民法では、浪費者は準禁治産者として保佐人を付けることである程度の財産保全ができたが、現行民法では成年後見制度の適応外であり後見制度で保護することはできない。

「家族信託で解決〕

Αさん

遺言者

委託者

委託者=A さん

受託者=Bさん

受益者=C さん

受益者代理人=D さん

A さんは、財産の半分を B さんに相続させ、残りの財産 を信託する旨を遺言します。

ですが、10年に渡って分割で

Cさん 信託財産の受益権はCさん 受益者

分割給付 Dさん 受益者代理人

Bさん

受託者

相続人

給付とします。Bさんを守るため受益者代理人 として、B さんのいとこの D さん (42 歳) を指定します。

- ○税制上は、Cさんが半分相続したことになり、税務手続きは普通 にできる。(信託財産で納税する)
- ○C さんと協議することなく、B さん単独で財産管理ができる。
- ○B さんの C さんに対する分割給付に法的根拠が付く。
- ○C さんの散財を防ぎ、生活再建に繋がる。
- ○受益者代理人がいるので、C さんが直接 B さんに纏まった給付 を要求することはできない。10年払いが担保される。
- ○受益者代理人の存在により、B さんに C さんの圧力が及ばない。

親権者に管理させない(財産管理権分離信託)

A さん(80 歳)には、一人息子の B さんがいましたが事故で亡くなりました。そのため、A さんの相続人は孫の C さん(5 歳)一人となります。C さんは未成年ですので、相続後はその財産を管理するのは、法定代理人(親権者)の D さんになります。D さんは浪費家で A さんとも仲が良くありません。相続財産が、D さんに無駄遣いされてしまうことが心配でなりません。

- ●C さんに相続させたい。
- ●C さんの財産は、成人するまで法定代理人である D さんが管理 することになる。
- ●D さんの財産管理を制限することはできない。

【家族信託以外では】

- ①信頼できる親族に遺言で遺贈し、C さんの教育費などの面倒を看てもらう。
- ightharpoonup C さんの遺留分(2 分の 1)を D さんに請求されると、財産の半分は確実に C さんが取得して D さんの管理下になる。
- ➤遺留分減殺請求などされると、親族間の関係悪化になる。
- ➤C さんの財産ですので、母親とはいえ自分のために使うことは NG ですが、それを制御できるものではありません。D さんが財産を食いつぶす危険を排除することはできない。

委託者=A さん

「家族信託で解決]

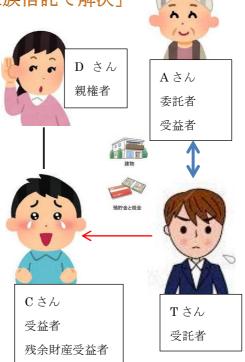
受託者=Tさん

受益者=A さん・C さん

残余財産受益者=Cさん

A さんは、甥の T さん (35 歳) を受託者として 信託契約を締結します。

信託期間はCさん25歳の誕生日までとしました。信託終了後に、残った財産は全てCさんが取得します。



- ○A さんが認知症になっても、C さんへの給付は継続できます。
- \bigcirc A さん生存中は、C さんへの給付を A さんの扶養の範囲とすることで、贈与税などはかかりません。
- ○A さんが亡くなった場合、C さんが全ての受益権を取得します。
- \bigcirc C さんの教育費などは、T さんの判断で給付します。
- \bigcirc C さんが大学を卒業し、社会人として落ち着いたころに全財産が \bigcirc C さんに引き継がれます。

相続前に賃貸経営を伝授

A さん (83 歳) は、2 棟の賃貸アパートを管理しています。高齢となり、今後の管理・経営に不安が出てきました。長男 B さん (50 歳) と次男 C さん (47 歳) に 1 棟ずつ相続させる予定ですが、二人ともアパート経営の経験が全くありません。

アパートは、これから大きな補修が必要な状態です。

- ●A さんが認知症になると、賃貸契約や更新手続き、大規模修繕、 建替え、売却などができなくなる。
- ●アパート経営には、トラブルやクレームの対応、退去時のリフォーム、大規模修繕の計画など知識や経験が必要。
- ●A さんは、契約書の小さい文字を読むのも辛くなり、アパートの 点検に行くのも苦労している。

【家族信託以外では】

- ①生前贈与で二人に引き渡してしまう。
- ➤アパート経営の経験がなく、何をすればよいのか分からない。 不動産屋、工務店などの業者と面識もない。
- ➤相続精算課税制度を使っても、2500万円を超える部分に 20%の 贈与税がかかりすぐに現金が必要になる。
- ②息子たちに代理人として管理を委託する。
- ➤A さんが認知症になると、委任契約の効力が無くなり息子たちの 事務に対する法的裏付けもなくなる。
- ➤重要な法律行為には、A さんの委任状や意思確認が求められる。



委託者=A さん

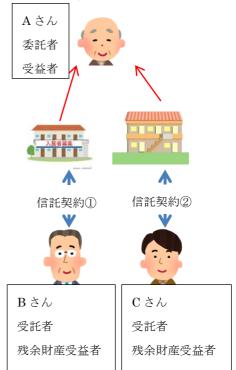
受託者=①B さん・②C さん

受益者=A さん

残余財産受益者=①B さん ②C さん

A さんは、2 つのアパートに対し、2 件の信託契約を締結し、2 人の息子をそれぞれの受託者とします。

A さん死亡により信託終了 し、アパートはそれぞれ受託 者が取得します。



- ➤A さんは、B さん C さんにアパート経営の知識を伝えながら円滑に賃貸経営が継続するように後押しします。
- ➤Bさん Cさんは、法的根拠をもって管理事務を実施できる。
- ➤必要な修繕等の費用はAさん負担で、相続税の節税対策となる。
- ➤信託登記で登記簿の所有者欄は B さん・C さんとなるため、自 分の財産との自覚をもって管理を出来る。
- ▶相続時の手続きも簡単になる。

事業承継(自社株信託)

Aさん(65歳)は、中古車販売会社の創業経営者です。長男のBさん(30歳)を後継者候補として1年前から会社で働かせています。数年かけて会社の経営を任せたいと思っているが、Bさんの経営能力は未知数である。また、自分に万一のことがあった場合の対策も必要と考えている。

- ●A さんが 70 歳になるまでには完全に経営権を譲りたい。
- ●A さんが病気や認知症で判断能力が無くなると、A さんの議決権が行使できなくなり、会社の経営が滞るリスクが大きい。
- ●B さんの経営に問題なければよいが、経営者として不適格な場合 は次男の C さんを検討したい。
- ●自社株の課税評価額は高いが、現金にあまり余裕はない。

【家族信託以外では】

- ①A さんが保有する自社株式を、B さんの成長を確認しながら生前 贈与、または売買で譲渡する。
- ➤生前贈与の場合は贈与税、売買には購入資金と譲渡所得税が必要となる。
- ➤Bさんの経営がうまくいかず、譲渡した自社株を元に戻すには再び課税されることになる。
- ➤後継者指名のやり直しは、困難であり会社の経営に大きく影響がでる。

委託者=A さん

[家族信託で解決]

受託者=Bさん

受益者=A さん 二次受益者=B さん

A さんは、自社株式を信託 財産として信託契約を締結し ます。株主名簿の株主は B さ

んとなり、Bさんが議決権を



行使しますが、A さんを指図権者として株主総会の議決権行使の指示を出来るようにしておきます。

- \bigcirc A さんは指図権を使って会社経営に関与し、B さんの経営をサポートします。指図権は、B さんの成長を見ながら柔軟に行使できます。
- \bigcirc A さんが万一怪我や病気で指図権を行使できなくなった場合には、B さんの判断で議決権を行使できるので、経営が止まらない。 \bigcirc B さんの経営がうまくいかず、後継者をC さんに変更する場合は、受託者を変更することで済み、課税されることは無い。
- ○やり直しが可能なので、安心して後継者に経営を任せられる。

第5章 登場人物の役割分担

家族信託契約の主要登場人物は「委託者」「受託者」「受益者」の 三者です。それに加え、必要に応じて「信託監督人」「受益者代理 人」などが登場します。

それぞれ、信託法で権利,義務が定められていますが、ほとんどの条項に「信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる」という一文が付くので、個別の状況に応じ別段の定めで調整することとなります。

委託者

自分の財産の中から、信託したい財産を切り出す人です。

一般的には、日常生活で使っている現金預金などは信託せず自由な状態でおいておき、特に大きな財産を家族信託の対象とします。

信託契約開始後、契約の変更などは、受託者と受益者で行うことになり、信託に問題が発生しない限り登場する場面はありません。

受託者が不正な行為をした場合などは、受益者との合意により受 託者を解任したり、信託を終了することができます。



受託者

受託者は、家族信託の中で最も重要な役割を持ちます。

受託者は、信託財産の名義人となり信託の目的を達成する義務を 負います。財産の名義人になりますが、自分の財産とは完全に分け て管理しなければなりません。

実際の仕事としては

- ・信託目的に沿って、受益者に給付をする。
- ・帳簿類を作成して、信託財産を分別管理する。
- ・毎年12月末日締めの計算をして受益者に報告する。
- ・帳簿類は10年間保管
- ・委託者や受託者から報告を求められた場合に対応する。

義務等

- ・信任義務と責任をもって信託事務を遂行する。
- ・信託事務をさぼったことで損害が出た場合の損害賠償義務
- ・信託債権者に対しては無限責任を負う。

信託行為により負債が発生した場合、信託財産で足りない場合は、自分の 財産で払う義務が発生する。

受託者は、自分の財産ではない信託財産を自分の裁量で処分できますが、管理が上手くないと損害が出ることも容易に想像できます。 そのため、難しい事務に関しては専門家に報酬を払って代理してもらうことは許されます。

これだけの重い役割なのに、原則無報酬ですから相当の信頼関係が無ければできません。家族信託を検討する場合、受託者になり得る人物がいるかどうかが最大のポイントとなります。

受益者

信託財産から発生する利益を受け取る者です。

税制上は真の権利者=所有者として扱われます。

二次受益者や三次受益者を指定しておけば、受益権は相続ではなく契約によって移動することになります。

受益者は、受託者を監督し信託目的の範囲で給付を求める権利を持ちます。

贈与契約の場合は、あげる人(贈与者)ともらう人(受贈者)の 契約ですので、この両者に判断能力が必要です。

それに対し信託の場合は、委託者と受託者の契約ですから信託契約組成の場面では受益者は登場しません。ですから、すでに判断能力の無い認知症患者や障がい者などを受益者として信託をすることが可能なのです。

そして、受益者が得るのは受益権(利益を受け取る権利)であって所有権ではありません。自分で財産を管理する必要が無いのです。

信託監督人

信託監督人は、受託者を監視,監督する者です。信託財産の管理 が難しい場合などに指定します。受託者としても、管理方法に疑問 があるときに相談したり指示を仰いだりできる人がいるのは心強 いと思います。

受託者の監督という役割は、次に紹介する受益者代理人と同じですが、信託監督人は第三者的立場であるところが違います。

信託監督人は、善管注意義務を負い、受益者のために誠実かつ公 正にその権限を行使する義務を持ちます。このような理由から、信 託監督人には信託に詳しい専門家を指定することが多いです。

受益者代理人

受益者代理人は、受益者を代理して受益者の権利に関する一切の行為をする人です。

受益者としての行為を出来ない人、例えば認知症患者や障がい者などは、自分で受益者の権利を主張することができません。また、受益者代理人がある場合には、受益者は受託者の監視、監督の権限以外は本人が行使できなくなります。金銭給付の請求などは、受益者本人ができなくなるのです。このため、受益者が浪費者などの場合は、受益者代理人を指定することで受益者の権限濫用を防止するという効果もあります。

このような理由から、受益者代理人にふさわしいのは、親族の中で受益者の抑えが効くような人物ということになります。

必ず登場する人=委託者・受託者・受益者

登場頻度が高い人=信託監督人・受益者代理人

その他、信託管理人・残余財産帰属権利者・受益者指定権者・清 算受託者・指図権者など必要に応じて信託契約で指定します。また、 独自の役割を持つ人を設定することも可能です。

終わりに

本冊子では、家族信託を理解していただきたいと思い、ポイント だけを分かりやすく紹介しました。

信託法改正により家族信託が可能になってから 10 年ほど経ちますが、実際に使われ出したのはここ数年のことです。少しずつ実例も増えてきて、弊所でも積極的に家族信託を取り扱うことができるようになりました。

信託法は、改正により 75 条から 271 条となっており、新法に近いものです。そして、家族の個別状況に対応できるよう、ほとんどの条項に「別段の定め」ができることになっています。これを駆使すれば、これまで解決が困難であった問題がクリアにできます。

後見制度や遺言で解決できない問題がある方は、家族信託で解 決方法を検討してください。きっと、何か見つかるはずです。

私がこの冊子を作ったのは、皆さんに家族信託の事を知ってほ しいからです。

そして、ここまで読み終えたあなたは、家族信託の事を知った と思います。あなたは、信託法を味方にしたのです。

長崎では、家族信託と言う制度がまだ知られていません。相続や認知症対策で悩んでいるあなたのお知り合いも、家族信託を知りません。ぜひ、あなたから「家族信託」というものがあるということを教えてあげてください。

【著者】

宿輪 徳幸 (しゅくわ のりゆき)

行政書士・ファイナンシャルプランナーC F P®認定者 宅地建物取引士試験合格者 長崎県福祉サービス第三者評価事業評価調査者



佐世保高専卒業後、化学繊維会社に入社。

その後、小売業の会社に転職し約 20 年最前線の現場で販売の仕事に従事する。本部勤務となり不動産の知識をつけるため宅建士の勉強をする中で、少子高齢化による空き家問題の重要性を認識。

空き家発生予防で地域活性化を目指し、相続の専門家となるべく行政書士 とファイナンシャルプランナーの資格を取得。

平成 27 年「行政書士 AFP しゅくわ事務所」を開設。

遺言や後見では解決法の無い問題が、信託できれいに解決できることを知り、大きな可能性を確信する。長崎県では数少ない家族信託を専門的に取り扱う事務所として知られる。

家族の信託読本

平成30年12月20日 初版発行

令和 1年 6月 20日 改訂版発行

問い合わせ先 民事信託・相続コンサルタント しゅくわ事務所

代表 宿輪 德幸

〒859-3616 長崎県東彼郡川棚町白石郷 1445-104

TEL/FAX 0956-56-8102

e-mail info@shukuwa.com

信託専門サイト https://www.shintaku-nagasaki.com/